
がんばる事業者情報発信・相談拠点事業 「ステップアップ津がんばるマルシェ」 出店者募集要項

2022.8.1 現在

がんばる事業者情報発信・相談拠点事業「ステップアップ津がんばるマルシェ」に出店を希望する事業者を募集します。

従来と同様、出店料は無料で、津市の中心市街地で販売や事業PRを行うことができます。

出店を希望される方は内容をご確認いただき、別添の出店申込書及び出店同意書に必要事項をご記入のうえお申込みください。

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている地域経済が、回復・発展段階へと向かう中で、物販、宣伝PRに限らず、事業形態の多角化や新分野に果敢にチャレンジする市内事業者に向けて、津センターパレス及び津市まん中広場にて商品の販売や事業の宣伝PR及び新商品の宣伝販売や試作品、新たなサービスのPRを行う場を提供し、事業の発展、成長を促すことを目的とします。

2. 募集対象事業者

次の条件を満たす事業者とします。

市内に本店もしくは支店または事業所（店舗を含む）を有していること

ただし、店舗の所在地が特定できない場合にあっては、事業主または代表者が津市に住民票を有していること。

3. 出店場所

津センターパレス及び津市まん中広場（津市大門7番15号）

各日最大9ブース（津センターパレス4～5ブース、津市まん中広場4ブース）

4. 出店内容

- (1) 販売促進、新規顧客の開拓をはじめとした「新たなチャレンジ」を取り入れた飲食物や物産の販売等のほか事業者のPR活動なども対象とします。（令和3年度から継続）
- (2) 「デジタル化への取組」を行っている、または取り組もうとしている事業者の事業展開のPR活動を対象とします。（令和4年8月からの新事業）

※出店に際し、上記販売場所を対象として新たに保健所等の許可を要するものや危険な行為は除きます。

※「新たなチャレンジ」とは（令和3年度から継続）

新規事業展開、新規顧客の開拓、新商品の開発、事業形態の多角化や新分野への進出及び事業者連携など、地域経済が回復し、かつ自社の成長につながる取組を指すもので、規模の大小は問いません。

〈「新たなチャレンジ」の一例〉

- ・新商品の試作及び市場調査
新しい商品の試作にあたり市場調査（アンケート等）の場としての活用
- ・事業者連携によるコラボレーション商品の開発
飲食事業者と物産事業者の合作による新商品の開発
- ・新規事業のPR／新規顧客の獲得
パンフレットや名刺等の配布により事業PRや新規顧客の獲得を行い、販路拡大を図る場としての活用

※「デジタル化への取組」とは（令和4年8月からの新事業）

SNSによる事業者PR、オンラインショップの開設等のデジタルツールによる事業展開などを行うもので、規模の大小は問いません。

※出店物の一例

- ・食品、弁当、野菜・果物などの青果物、花木、津市の物産品（食品、お菓子お茶、工芸品など）、飲食店のテイクアウト商品の販売
- ・事業宣伝PR活動、観光事業者等の宣伝PRの出店
- ・津市まん中広場ではキッチンカー等での飲食物販売

5. 事業実施期間

令和4年8月1日（月）から令和5年3月31日（金）まで

6. 出店時間

毎週月曜日から金曜日まで（すべて祝日を除く）のうち、10時00分から15時00分までの間で出店者の希望する時間帯とします。ただし、以下の点についてご注意ください。

- ・ 出店カレンダー等で出店時間を広く周知しますので、売り切れ等を除き原則として希望していただいた時間中は、出店（営業）を行ってください。
- ・ 準備は9時40分から行うことができます。

7. 出店条件

以下の条件を遵守し、出店を行ってください。なお、お守りいただけない場合には出店をお断りさせていただく場合があります。

＜共通の出店条件＞

- ・ 出店料は無料です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策（マスクの着用、アルコール消毒液の設置等）を行ってください。
- ・ 販売に必要なつり銭、店舗看板、のぼり旗、備品等は各事業者で準備してください。
- ・ 電気を使用することができます（無料）。消費電力等に制限がございますので、希望される場合は、事前にお問い合わせください。
- ・ ガス・水道の使用はできません。
- ・ 出店にあたっては法令を遵守し、施設管理者の指示に従ってください。
- ・ 販売する飲食物に係る賞味期限、消費期限等については、食品表示法等関連法規に基づき適正に表示等を行ってください。
- ・ キッチンカー以外での調理・加工はできません。
- ・ 商品に関するお客様からのお問い合わせ、クレーム等については、各事業者で責任を持って対応してください。
- ・ 販売場所までの商品の搬入搬出及び販売は、各事業者で行ってください。
- ・ 売れ残った商品については、各事業者でお持ち帰りください。
- ・ 他の出店事業者等の新製品、新商品の実演等に協力、連携をお願いします。
- ・ 出店の際に出たごみは、各事業者でお持ち帰りください。
- ・ 自然災害や不測の事態、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、出店を中止していただく場合があります。なお、その場合に損失等が発生しても、各出店事業者のご負担となります。
- ・ 出店事業者のホームページ等に掲載されている写真や、販売の様子などを収めた写真について、事業のPRのために市が使用させていただく場合があります。
- ・ 市が実施する売上等のアンケートへのご協力をお願いします。
- ・ 来場者アンケートの配布にご協力ください。
- ・ 暴力団、暴力団員及び関係者などとはご出店いただけません。
- ・ 本事業は、津センターパレスの空テナントを活用して実施しているため、テナントの入居により、事業を終了または中断する場合があります。

＜津センターパレスでの出店条件＞

- ・ 津センターパレスの出店ブースは、社会的距離を確保するため、1 事業者あたり 180 cmテーブル幅とします。
- ・ テーブル 2 本、椅子 2 脚、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための飛沫防止シートは市で用意します。

＜津市まん中広場での出店条件＞

- ・ 原則として、キッチンカーや販売車両等での出店とします。
- ・ 出店車両（キッチンカー、販売車両等）については、食品販売に係る関係法令による許可等を受けている車両であることとします。

- ・ 1 事業者あたり広場の 4 分の 1 区画とします。
- ・ 出店に必要な資材（机、車両等）は各事業者で準備してください。
- ・ 破損の原因となるためウッドデッキ部に車を乗り入れないでください。
- ・ 事故などが発生した場合は、使用者側で責任をもって対応してください。
- ・ 直火焚き、植え込みに杭を打つことは禁止です。
- ・ ロープ等で仕切りを作り、入場料をとることは禁止です。
- ・ 区画使用については、他の使用者等の通路を確保してください。
- ・ 一般の通行人の方の通路や他の区画使用者の方の搬入搬出通路を必ず確保してください。
- ・ 許可を受けた広場の区画、設備器具以外のものを使用しないでください。
- ・ 電気を使用する場合は、歩行者が転倒しないよう配線の養生等を行ってください。なお、設備を損傷した場合は、弁償となる場合があります。

8. お申し込みについて（必ずご確認ください）

<お申し込み方法>

津市ホームページに出店申込書及び出店同意書の掲載がありますので、必要事項を記入のうえ FAX、メール、または持参で下記の 10. お申し込み先／お問い合わせ先までご提出ください。

<受付期間等及び出店決定手続き>

原則として、令和 4 年 8 月 1 日（月）から令和 5 年 3 月 31 日（金）までの期間で随時受付を行います。ただし、以下の点にご留意ください。

- ・ お申込みいただいた出店者の中から、原則として毎週金曜日に翌々週の予定を確定します。
（例）6 月 3 日（金）に 6 月 13 日（月）から 6 月 17 日（金）までの予定を確定します。
- ・ 予定確定以降の申込みは、出店ブースに空きがある場合のみ受け付けますが、原則として出店を希望する日の 2 営業日前までに出店申込書をご提出ください。
- ・ 確定後、出店希望をいただいた事業者の皆様には FAX またはメールでご連絡します。

<お申込みにあたっての注意事項>

- ・ 出店確定後のキャンセルについては、新型コロナウイルス感染症拡大の危険による出店自粛を除き、原則として、お控えください。
- ・ 出店ブースの場所は津市で決定しますので、指定できません。
- ・ 出店希望者多数の場合は、出店事業者及び出店ブースについて、出店回数、内容等を考慮し津市において調整させていただきます。
- ・ 状況によっては、希望に添えない場合があります。

9. その他

当募集要項については、事業の実施状況に応じて随時変更を加える場合があります。その際は、FAX もしくはメールでお知らせします。

10. お申し込み先／お問い合わせ先

〒514-8611 津市西丸之内 23-1

津市商工観光部 商業振興労政課

TEL：059-229-3114・3169／FAX：059-229-3335